

EU 離脱交渉の行方に注目

ジェトロ ロンドン事務所 佐藤 央樹

英国の EU 離脱によりビジネス環境も大きな変化を迎える。EU との貿易に係る関税の取り扱いなどは今後の交渉に左右され、EU 離脱に備えた国内法整備も議論の途上にある。EU 離脱までの時間が限られる中、ビジネス環境の安定化に向け政府がなすべき課題は多い。

焦点は無関税貿易維持など

英国のビジネス環境は1973年の EU (当時 EC) 加盟以来最大の変化を迎えようとしている。言うまでもなく2019年3月末に予定されている EU 離脱によるものだ。これにより、これまで EU 加盟国として享受してきた人・モノ・資本・サービスの四つの「移動の自由」に制限が加わることになる。

17年6月の下院総選挙における与党、保守党の過半数割れを受け、メイ首相が EU 離脱交渉の方針である「ハード・ブレグジット (強硬離脱)」を転換するか否かが注目された。現在 (17年8月25日時点) では EU 単一市場や関税同盟から離脱するという、これまでの方向性に大きな変化はない。これに対し、EU 側は英国にいわゆる「良いとこ取り」を許さないとする姿勢を堅持している。一方、EU 産業界は、自由貿易協定 (FTA) など離脱後の新たな EU との関係

性において、無関税貿易や最小限の関税手続き、規制の相互認証が認められること、英国の新たな移民管理制度において必要な労働力や技術へのアクセスが保証されることなどを求めている。

英国・EU 双方の内部承認プロセスに要する時間を考慮に入れば、18年の秋にも合意案をまとめる必要がある、残された時間は多いとは言えない。交渉方針を巡る閣僚間の対立も報じられ、メイ政権崩壊などの事態につながれば、交渉は英国にとって一層不利になろう。

これまで英国を「EU ビジネスへのゲートウェー」と捉えていた日系企業も多く、EU 離脱に伴う事業体制の見直しを検討している企業もある。既に三井住友フィナンシャルグループが欧州拠点戦略の見直しのためドイツ・フランクフルトへの拠点開設を表明するなど、具体的な動きが報じられている。この他 EU との新たな関係性が明らかになるまでは様子見の日系企業でも、さまざまなシナリオ分析が進められている。

国内法整備が急務

国内の法整備も急務である。英国国民や産業に対し直接機能する EU 法や、EU 指令を根拠に立法されている英国法は多数ある。下院図書館によると、1993年から

2004年に英国で発効した法規則の13.2%は EU 法に基づいて制定されているという。EU 離脱によりこれらの効力が失われれば、国内法制度に重大な欠陥が生じることになりかねない。

こうした事態を回避すべく、政府は英国法に対する欧州法の優先を認める「1972年欧州共同体法」の廃止や、EU 法の英国法への置き換えなどを柱とする「欧州共同体法廃止案」を今次議会に提出、議論が進められている。産業界にとっては、労働者の権利が今後英国法上どのように取り扱われるのかなどへの関心が高いが、本法案により、EU 離脱後もこれまでと同様の水準が担保される。ただし、これはあくまで暫定的な取り扱いにすぎない。本法案は、将来的に、英国法に置き換えられた EU 法の修正・改廃を政府が行うことを妨げるものでないことから、長い目で見れば、産業界として対応が必要なケースも想定される。

EU 離脱というかつてない作業が見通し不透明な中で進んでいる。産業界としてはその動きを丁寧に追いながら対応を練る必要がある。



英国国会議事堂のビッグベン